

## 第4 労働保険料等の申告納付

### 1. 年度更新

#### (1) 年度更新とは

労働保険料の保険年度は4月1日から翌年3月31日までです。労働保険料は毎年6月1日から7月10日までに当年度分の保険料額を概算で予め納付し、翌年度に確定精算を行う方式をとっています。この処理は、労働保険料申告書（様式第6号）（以下、申告書という）により行います。前年度の確定精算、当年度の概算保険料及び一般拠出金の申告・納付を合わせた手続きを「年度更新」と呼びます。（一般拠出金の詳細はP40を参照）

各期保険料の法定納期は次のとおりです。

対象保険料	法定納期 (土日にあたる場合は翌月曜日)
前年度確定不足、第1期保険料	7月10日
第2期保険料	11月14日
第3期保険料	2月14日

確定精算で不足が生じた場合（概算保険料だけで足りなかった場合）は、確定不足分を次年度の概算保険料と同時に納付します。

逆に、確定精算で余りが生じた場合（概算保険料より確定保険料が少なかった場合）は過納分を次年度の概算保険料に充当することができます。

#### (2) 労働保険事務組合が行う「年度更新の手続き」の手順

##### ① 各委託事業主から「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（P34参照）の配布・回収

年度更新事務の手続きを行うため、各委託事業主に「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（以下、賃金等の報告という）を配布して作成・報告を求めます。「賃金等の報告」には、前年4月1日から本年3月31日までの過去1年間（その年度の中で事務を委託したものは、その委託の日から本年3月31日まで。）に使用した労働者に支払った賃金の総額を記載します。

労働保険事務組合（以下「事務組合」という）は、この「賃金等の報告」に基づき労働保険料等を計算して納入通知を行います。

##### ② 納入通知書の作成・通知、労働保険料等の徴収

事務組合は、委託事業主から提出された「賃金等の報告」に基づき労働保険料等を算定します。算定後は、「労働保険料等納入通知書」（P35参照）により納付すべき労働保険料等を通知し、各委託事業主から納付すべき労働保険料等の交付を受けます。

##### ③ 「労働保険料領収書」の作成

委託事業主から労働保険料等の交付を受けたときは、必ず「労働保険料等領収書」（P35参照）を交付してください。領収書は年度ごとにあらかじめ一連番号を付して使用してください。

④ 「労働保険料等徴収及び納付簿」への記入

「労働保険料等徴収及び納付簿」(P79 参照)とは、各委託事業主の納付すべき労働保険料等の額や、延納の場合の各期分の納付額を記入するものです。

⑤ 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成

すべての委託事業場から提出された「賃金等の報告」をもとに、基幹番号ごとに「保険料・一般拠出金申告書内訳(以下、申告書内訳という)」を記入し、労働保険料等を集計します。

⑥ 「保険料・一般拠出金申告書」の作成

申告書内訳で集計した労働保険料等金額を「保険料・一般拠出金申告書」(以下、「保険料等申告書」という)に転記し、必要事項を記入のうえ、「保険料等申告書」及び「申告書内訳」等を歳入徴収官(埼玉労働局)に提出してください。

⑦ 上記⑥で基幹番号ごとに作成した「保険料等申告書」に記入された期別納付額に、納付書を添えて金融機関に納付してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

組様式第5号

住所 〒 330 - 6016  
さいたま市浦和区春日1-1-1

事業場名 さいたま製作所

事業主名 佐藤 太郎 殿

事業場TEL 048-xxx-xxxx

労働保険番号  
府県 所 官 基 校 科  
11 3 XX 9xxxxxx xxx

雇用保険事業所番号  
希望の納付方法に○を記入する。  
1.一括納付  
2.分納(3回)

3.事業の概要 6107  
4.特約事業 2  
5.新年度資金見込額  
1.前年度と同額  
2.前年度と変わる  
3.委託解除年月日

項目	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金						2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者		(3) 臨時労働者		(4) 合計		(5) 被保険者		(6) 役員で被保険者扱いの者		(7) 合計	
月別	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	6	1,568,898	1	46,240	7	1,615,138	6	1,568,898	6	1,568,898	6	1,568,898	6	1,568,898
5月	6	1,559,845	1	48,280	7	1,608,125	6	1,559,845	6	1,559,845	6	1,559,845	6	1,559,845
6月	6	1,538,461	1	43,520	7	1,581,981	6	1,538,461	6	1,538,461	6	1,538,461	6	1,538,461
7月	6	1,549,515	1	40,800	7	1,590,315	6	1,549,515	6	1,549,515	6	1,549,515	6	1,549,515
8月	6	1,621,268	1	30,600	7	1,651,868	6	1,621,268	6	1,621,268	6	1,621,268	6	1,621,268
9月	6	1,489,413	1	39,440	7	1,528,853	6	1,489,413	6	1,489,413	6	1,489,413	6	1,489,413
10月	7	1,553,466	1	47,700	8	1,601,166	7	1,553,466	7	1,553,466	7	1,553,466	7	1,553,466
11月	7	1,775,605	1	41,880	8	1,817,485	7	1,775,605	7	1,775,605	7	1,775,605	7	1,775,605
12月	7	1,751,976	1	42,840	8	1,794,816	7	1,751,976	7	1,751,976	7	1,751,976	7	1,751,976
1月	7	1,758,193	1	53,040	8	1,811,233	7	1,758,193	7	1,758,193	7	1,758,193	7	1,758,193
2月	7	1,749,683	1	51,000	8	1,800,683	7	1,749,683	7	1,749,683	7	1,749,683	7	1,749,683
3月	7	1,714,768	1	40,120	8	1,754,888	7	1,714,768	7	1,714,768	7	1,714,768	7	1,714,768
半年	6	3,355,716	0	0	6	3,355,716	6	3,355,716	6	3,355,716	6	3,355,716	6	3,355,716
半年	12	4,042,868	0	0	12	4,042,868	12	4,042,868	12	4,042,868	12	4,042,868	12	4,042,868
合計		27,029,675	0		525,460	27,555,135		27,029,675		27,029,675		27,029,675		27,029,675

※8

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用開始日	12. 希望する基礎日額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用開始日	12. 希望する基礎日額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用開始日	12. 希望する基礎日額	7. 子償額
01 佐藤 太郎	14,000	12/12	16,000	02 佐藤 二郎	12,000	12/12	16,000					1期 2期 3期
03 佐藤 桜子	6,000	12/12	3,500									円 円 円

(旧免除高年齢労働者氏名欄)令和2年度以前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れて事業主へお渡ください。

給付基礎日額を変更する場合は、変更後の額を記入してください。

(旧免除高年齢労働者氏名欄)令和2年度以前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れて事業主へお渡ください。

上記のとおり報告します。  
令和6年4月12日 事業主氏名 さいたま製作所 佐藤 太郎

※組様式第4号(手書き用)など他の様式は厚生労働省ホームページをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険 番号	府県	管轄	基幹番号	枝番号
113	×	×	×	×

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1  
委託事業主の  
氏名 さいたま製作所 殿

金	¥	1	万	5	千	7	百	2	十	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和6年6月28日までに当事務組合に納入してください。  
令和6年6月14日

所在地 さいたま市中央区新都心11-2  
労働保険の  
事務組合 名称 労働保険事務組合 埼玉協議会 理事長 埼玉 太郎

算定方法

令和5年度確定				令和6年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料
労災	千円 27,555	6.5/1,000	179,107 円	労災	千円 27,555	6.5/1,000	165,330 円
特別加入	11,680	6.5/1,000	75,920	特別加入	12,957	6.5/1,000	77,742
雇用	27,029	15.5/1,000	418,949	雇用	27,029	15.5/1,000	418,949
合計			① 673,976	合計			⑥ 662,021
申告済概算保険料			② 738,000	区分		概算保険料額	各期納付額
差引額	充当額	③(②-①)	64,024	期別納付額	全期	⑦(⑥÷3) 220,675 円	⑧(⑦-③又は⑦+⑤) 156,651 円
	還付額	④(②-①又は②-①-③)			第1期	⑨(⑥÷3) 220,673 円	⑩ 220,673 円
	不足額	⑤(①-②)			第2期	⑪(⑥÷3) 220,673 円	⑫ 220,673 円
賃金総額		料率	一般拠出金	(注) ※1は、労働保険に係る賃金総額と見做して仮に1とせ			
一般拠出金	千円 27,555	0.02/1,000	551 円				

組様式第8号

労働保険料等領収書(控)

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
113	×	×	×	×	×

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1  
委託事業主の  
氏名 さいたま製作所 殿

金	¥	1	万	5	千	7	百	2	十	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内訳	種別	受領金額	摘要
	保険料	概算保険料全・①・②・③	¥156,651 円
確定保険料			
追徴金			
延滞金			
拠出金	一般拠出金	¥551	
	追徴金		
	延滞金		
計		¥157,202	

領収年月日 令和6年6月28日

労働保険事務組合の

名称 労働保険事務組合 埼玉協議会

所在地 さいたま市中央区新都心11-2

代表者 理事長 埼玉 太郎

No. 1

一連番号も忘れずに!



○ 申告書の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書** **継続事業**  
**石綿健康被害救済法 一般拠出金** **（一括有期事業を含む。）**

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

令和 6 年 6 月 11 日

あて先 〒330-6016  
さいたま市中央区新都心11番地2  
ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 入力徴定コード 口座

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0

② 増加年月日 (元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日 (元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

⑦ 確定区分 算定期間 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 11,741,097 円	(イ) 1000分の	(イ) 117,410.97 円
労災保険分 (ロ) 5,632,401 円	(ロ) 1000分の	(ロ) 56,324.01 円
雇用保険分 (ホ) 6,108,696 円	(ホ) 1000分の	(ホ) 61,086.96 円
一般拠出金 (注1) 18,183 円	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 181.83 円

⑧欄、⑩欄は空欄としてください。

⑪ 概算・増加概算区分 算定期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 11,693,659 円	(イ) 1000分の	(イ) 116,936.59 円
労災保険分 (ロ) 5,598,798 円	(ロ) 1000分の	(ロ) 55,987.98 円
雇用保険分 (ホ) 6,094,861 円	(ホ) 1000分の	(ホ) 60,948.61 円

⑮ 事業主の郵便番号 (変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号 (変更のある場合記入)

⑰ 延納の申請 納付回数 3

円未満の端数は1期に計上してください。

OCRで読み取りますので、ていねいに記入してください。

⑱ 申告済概算保険料額 11,880,285 円

⑲ 申告済概算保険料額 11,880,285 円

⑳ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲)

㉑ 差引額 (イ) 充当額 139,188 円 (ロ) 還付額

㉒ 今期労働保険料 (イ) 今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ)

㉓ 一般拠出金充当額 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ)

㉔ 一般拠出金 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ)

㉕ 今期納付額 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ヘ)

別納期 第1期 3,897,887 円 第2期 3,897,886 円 第3期 3,897,886 円

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 ㉖ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉗ 事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉘ 郵便番号 330 6016 電話番号 (048) 601 6203

㉙ 住所 (イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地) (ロ) 名称 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合 (ハ) 氏名 理事長 〇〇 〇〇

**(注意！)**  
 充当額が発生した場合は、労働保険料額への充当に限らせていただきます(充当意思「1」)。  
 ただし、新年度の概算保険料額より充当額の方が大きく、第1期から第3期までの概算保険料額全てに充当して、なお余りがある場合に限り、一般拠出金への充当を可能といたします(充当意思「3」)。

保険料・一般拠出金申告書内訳(組機様式使用の場合)

- (1) 一元適用事業における一般保険料の算定について  
 ・ 労災保険料と雇用保険料をそれぞれ個別に算定し両者を合算して労働保険料としているところであるが、徴収法第11条の趣旨に係る、一元適用事業であったり、労災保険の保険関係に係る賞金総額と雇用保険の保険関係に係る賞金総額が同じものについては、一般労働者に係る賞金総額×一般保険料に係る保険料率(労災保険料率+雇用保険料率)により一般労働保険料を算定する。  
 ・ 上記により算定した一般保険料額を労働保険料と雇用保険料にそれぞれ記載する。なお、0.5の端数が生じた場合は、便宜上「1円」を「一般労働者」に係る労働保険料に加工して記載する。(※総コン対応済み)
- (2) 一元適用事業における一般拠出金の算定について  
 ・ 一般拠出金は一般労働者の賞金総額(特別加入者は除く)×一般拠出金率により算定する。

労働保険番号	原単位	年度	令和5年度 概算		令和6年度 概算		労働者数	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業別番号	労働保険事務組合		第1種特別加入者		賞金総額(円)		
			労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険					事務組合名	事務組合名	No.	氏名		基礎日額(円)	区別
001	104-199901-1	64101	7人	27,555	96,442	3.5	11,680	40,880	御A社	104	労働保険事務組合	御A社	1	佐藤 太郎	14,000	2	16,000
			6人	11,680	40,880	3.0	137,322	556,271					2	佐藤 三郎	12,000	2	14,000
			17人	20,862	62,586	3.0	137,322	556,271					3	佐藤 花子	6,000	2	3,500
002	104-199902-1	198102	8人	62,586	280,224	15.5	18,079	342,810	御B社	104	労働保険事務組合	御B社	1	川口 一郎	10,000	1	10,000
			4人	11,418	68,508	6.0	62,586	342,810					2	川口 二郎	8,000	1	3,500
003	104-199903-1	111101	2人	6,326	37,956	3.0	106,464	176,979	御C社	104	労働保険事務組合	御C社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
			2人	1,018	3,054	3.0	3,054	176,979					2	大宮 正	3,500	1	3,500
004	104-199904-1	198101	2人	3,693	6,747	1.018	3,693	15,779	御D社	104	労働保険事務組合	御D社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
			2人	1,231	3,693	1.018	3,693	15,779					2	大宮 正	3,500	1	3,500
005	105-199905-1	161116	30人	230,590	821,250	4.811	821,250	891,931	御E社	105	労働保険事務組合	御E社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
			18人	82,529	313,119	5.632	401	891,931					2	大宮 正	4,000	1	3,500
小計			105人	4,811,151	16,111,325	11,880,285	1,180,176	313,666	833,792		労働保険事務組合	埼玉協議会		理事長 埼玉 太郎			
合計			18人	82,529	313,119	5.632	401	891,931					事務担当者 所沢 三郎				

(注) ①雇用保険料率のAは一般の事業、Bは建設の事業以外の特種事業、Cは建設の事業をあらわす。②特別加入者区分欄の1は継続、2は変更、3は廃止等、4は新規をあらわす。

労働保険番号	原単位	年度	令和5年度 確定		令和6年度 概算		労働者数	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業別番号	労働保険事務組合		第1種特別加入者		賞金総額(円)		
			労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険					事務組合名	事務組合名	No.	氏名		基礎日額(円)	区別
001	104-199901-1	64101	7人	27,555	96,442	3.5	11,680	40,880	御A社	104	労働保険事務組合	御A社	1	佐藤 太郎	14,000	2	16,000
002	104-199902-1	198102	8人	62,586	280,224	15.5	18,079	342,810	御B社	104	労働保険事務組合	御B社	1	川口 一郎	10,000	1	10,000
003	104-199903-1	111101	2人	6,326	37,956	3.0	106,464	176,979	御C社	104	労働保険事務組合	御C社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
004	104-199904-1	198101	2人	3,693	6,747	1.018	3,693	15,779	御D社	104	労働保険事務組合	御D社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
005	105-199905-1	161116	30人	230,590	821,250	4.811	821,250	891,931	御E社	105	労働保険事務組合	御E社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
			18人	82,529	313,119	5.632	401	891,931					2	大宮 正	4,000	1	3,500
合計			105人	4,811,151	16,111,325	11,880,285	1,180,176	313,666	833,792		労働保険事務組合	埼玉協議会		理事長 埼玉 太郎			
			18人	82,529	313,119	5.632	401	891,931					事務担当者 所沢 三郎				

(注) ①雇用保険料率のAは一般の事業、Bは建設の事業以外の特種事業、Cは建設の事業をあらわす。②特別加入者区分欄の1は継続、2は変更、3は廃止等、4は新規をあらわす。

労働保険番号	原単位	年度	令和5年度 確定		令和6年度 概算		労働者数	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業別番号	労働保険事務組合		第1種特別加入者		賞金総額(円)		
			労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険					事務組合名	事務組合名	No.	氏名		基礎日額(円)	区別
001	104-199901-1	64101	7人	27,555	96,442	3.5	11,680	40,880	御A社	104	労働保険事務組合	御A社	1	佐藤 太郎	14,000	2	16,000
002	104-199902-1	198102	8人	62,586	280,224	15.5	18,079	342,810	御B社	104	労働保険事務組合	御B社	1	川口 一郎	10,000	1	10,000
003	104-199903-1	111101	2人	6,326	37,956	3.0	106,464	176,979	御C社	104	労働保険事務組合	御C社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
004	104-199904-1	198101	2人	3,693	6,747	1.018	3,693	15,779	御D社	104	労働保険事務組合	御D社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
005	105-199905-1	161116	30人	230,590	821,250	4.811	821,250	891,931	御E社	105	労働保険事務組合	御E社	1	大宮 近夫	10,000	1	10,000
			18人	82,529	313,119	5.632	401	891,931					2	大宮 正	4,000	1	3,500
合計			105人	4,811,151	16,111,325	11,880,285	1,180,176	313,666	833,792		労働保険事務組合	埼玉協議会		理事長 埼玉 太郎			
			18人	82,529	313,119	5.632	401	891,931					事務担当者 所沢 三郎				

【 合 計 】 18,183

○ 申告書の記入例

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲)

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書**

石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3行「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入してください。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願います。

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

令和 6 年 6 月 11 日

あて先 〒330-6016  
さいたま市中央区新都心11番地2  
ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

下記のとおり申告します。

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 項1 ※入力徴定コード 項1

① 労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × 項2 ※各種区分 管轄(2) 05 保険関係等 113 業種 9416 産業分類 92

② 増加年月日 (元号:令和は9) 元号 年 月 日 項3 ③ 事業廃止等年月日 (元号:令和は9) 元号 年 月 日 項4 ※事業廃止等理由 項5

④ 常時使用労働者数 項6 ⑤ 雇用保険被保険者数 項7 ※保険関係 項9 ※片保険理由コード 項10

確定保険料算定内訳

⑦ 算定期間 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 項11 千円	(イ) 1000分の	(イ) 項12 円
労災保険分	(ロ) 項13 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 項14 円
雇用保険分	(ホ) 項18 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 項19 円
一般拠出金 (注1)	(ハ) 項35 千円	(ハ) 1000分の	(ハ) 項36 円

概算・増加概算保険料算定内訳

⑪ 算定期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 項20 千円	(イ) 1000分の	(イ) 項21 円
労災保険分	(ロ) 項22 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 項23 円
雇用保険分	(ホ) 項26 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 項27 円

⑮ 事業主の郵便番号 (変更のある場合記入) 項28 ⑯ 事業主の電話番号 (変更のある場合記入) 項29

⑰ 延納の申請 納付回数 3 項30

⑱ 申告済概算保険料額 11,880,285 円

⑲ 申告済概算保険料額 円

⑳ 差引額 (イ) 充当額 139,188 円 (ハ) 不足額 円 項37 ⑳ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲) 円

(ロ) 還付額 円 項38

㉑ 第1期又は第2期又は第3期 (イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑳) 3,897,887 円 (ロ) 充当額 (⑳の不足額) 円 (ハ) 第2期納付額 ((㉑)-(イ)) 3,897,886 円 (ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ)) 3,758,699 円 (ホ) 一般拠出金充当額 (⑱の(イ)-一般拠出金分のみ) 円 (ヘ) 一般拠出金 (⑱の(ロ)-⑳の(ホ)) 18,183 円 (ト) 今期納付額 ((ニ)+(ホ)) 3,776,882 円

㉒ 第2期 (イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑳) 3,897,886 円 (ロ) 充当額 (⑳の不足額) 円 (ハ) 第2期納付額 ((㉒)-(イ)) 3,897,886 円

㉓ 第3期 (イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑳) 3,897,886 円 (ロ) 充当額 (⑳の(ロ)-⑳の(イ)) 円 (ハ) 第3期納付額 ((㉓)-(ロ)) 3,897,886 円

㉔ 事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉕ 事業関係成立年月日

㉖ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者等 (5) その他

㉗ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉘ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉙ 郵便番号 330 6016 (048) 601 6203 電話番号

㉚ (イ) 所在地 (法人のときは主たる事務所) 〇〇市〇〇-〇-〇

(ロ) 名称 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合

(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 理事長 〇〇〇〇

### (3) 一般拠出金

#### ア 一般拠出金とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年2月10日法律第4号)により石綿(アスベスト)健康被害の救済費用に充てるため、平成19年4月1日から事業主が負担しているものです。

#### イ 申告・納付の対象者とは

労災保険適用事業場の全事業主が対象です。

ただし、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業場は一般拠出金の対象となりません。

#### ウ 申告・納付方法

労働保険(確定保険料)の年度更新の申告、納付と併せて行います。保険料と異なり確定精算のみとなりますので、延納はできません。また、労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金にはメリット料率(割増、割引)はありません。

#### エ 算定方法

一般拠出金については次の方法により算定します。

$$\boxed{\text{賃金総額(千円未満切捨て)}} \times \boxed{\text{一般拠出金率(0.02)}} = \boxed{\text{一般拠出金}}$$

※ 賃金総額は労災保険における賃金総額と同じ額になります。

※ 一般拠出金率は業種にかかわらず0.02/1000です。

※ 一般拠出金額に円未満の端数が生じた場合、円未満は切捨てとなります。



## 2. 労働保険料等の口座振替制度（徴収法第21条の2）

### (1) 口座振替による納付について

労働保険料等の納付は口座振替が可能です。振替納付の期日は以下のとおりです。

対象保険料	口座振替日 (金融機関の休日の場合はその翌営業日)
前年度確定不足、第1期分及び一般拠出金	9月6日
第2期保険料	11月14日
第3期保険料	2月14日

### (2) 口座振替納付の申出手続き（新規）

ア 口座振替を希望する場合は、埼玉労働局へ利用希望の相談をしてください。

※利用を希望する法定納期日（口座振替日ではない）の3か月前までにご相談ください。

イ アの相談後、埼玉労働局から事務組合に「口座振替納付書送付依頼書（新規）（以下「送付依頼書」という）を送付しますので、必要事項記入後に金融機関へ提出し、確認印を受けてください。なお、様式は厚生労働省ホームページからもダウンロードできます（（3）参照）。

※指定いただく口座は事務組合の労働保険料等専用口座となります。

ウ 金融機関の確認印を受けた後、金融機関提出用を除く3枚が返却されますので、送付依頼書3枚すべてを埼玉労働局に提出してください。郵送の場合は返信用封筒をご用意ください。

エ 埼玉労働局で審査のうえ承認された場合は、依頼書納付者保管用に受付印を押印のうえ返送いたします。

※審査の結果、以下のときは口座振替納付制度の利用を認めない場合があります。

- ① 現に滞納している労働保険料等があるなど、振替納付が確実になされるとは認められないとき
- ② 労働保険徴収関係手続（年度更新手続等）において適正な処理がなされていないとき
- ③ そのほか口座振替が継続的に実施されるとは認められないなど、労働保険料等の納付が確実に徴収上有利と認められないとき

### (3) 口座振替納付の口座等の変更

口座振替納付用の口座の①口座名義、②種別若しくは口座番号、③届出印、④事務組合の住所に変更が生じたときは、「口座振替依頼書（変更）」により、金融機関及び埼玉労働局に変更事項を届け出てください。

※ 様式は厚生労働省ホームページからもダウンロードできます

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html)

#### (4) その他の留意事項

##### ア 振替不能が生じた場合の措置

口座振替納付は、事務組合から所定の労働保険料等が振替期日に確実に納付されることを前提にしていますので、事務組合は遅くとも振替期日の前日までに委託事業主から、その期日において納付すべき全ての労働保険料等の交付を受け、口座振替納付用口座に預入しておいてください。

万が一滞納等により振替不能になる場合は、第4の4「滞納がある事務組合」(P61参照)により処理してください。

##### イ 年度更新時の申告書等の提出期限

口座振替納付が認められている事務組合の概算・確定保険料及び一般拠出金の申告は、保険料等申告書・申告書内訳の上部表題の右側のスペースに、それぞれ口座と朱書して、7月10日までに埼玉労働局へ提出してください。

※振替期日とは異なります。

この申告書の提出が遅れると、その年度の概算保険料第1期分・前年度確定保険料不足分及び一般拠出金については納付書による窓口納付をしなければならないこととなります。

ウ 口座振替納付される労働保険料等は、事務組合が事業主の委託を受けて納付すべき労働保険料等(労働保険番号の基幹番号が90万番台のものに係るもの)のすべてが対象となりますので、その一部だけを対象にすることはできません。

※メリット制適用事業場や末尾8の事業場も対象となります。

#### (5) 口座振替の解除

口座振替納付を認められた事務組合について、①口座振替の解除を希望する場合、②事務組合が廃止になる場合は、解除の申請が必要です。この様式は厚生労働省ホームページには記載されていませんので、埼玉労働局へご相談ください。

なお、次のような事情が生じた場合、その生じた事由等を勘案して、口座振替を解除することがあります。

(ア) 口座の残高不足等により振替不能となり、以後も納付が確実に行われるとは認められないとき

(イ) 申告書が7月10日までに提出されなかったことから振替納付が行われないこととなった場合など徴収上有利でないと認められないとき

### 3. 増減訂正

#### (1) 増減訂正とは

年度更新以降に、新規委託や委託解除及びその他の理由で概算保険料が変動した場合には、年度更新で決定した概算保険料を増額・減額訂正する必要があります。この処理を「概算保険料の増額・減額訂正」といいます。増減訂正を行わないと、増加、減少した保険料は労働局のシステムに登録されないため増加した保険料の追加納付、減少した保険料の還付ができなくなります。

#### (2) 増減訂正の期限

増減訂正の期限は次のとおりです。

##### ◇増額訂正・概算修正（増額）

期	提出期間	摘要
2期	9月1日～9月20日	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	12月1日～12月20日	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

##### ◇減額訂正・概算修正（減額）

期	提出期間	摘要
2期	9月1日～9月20日	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	12月1日～12月20日	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

#### <留意事項>

- ① 12月以降に生じた増・減額訂正は翌年度年度更新時期に申告してください。
- ② 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。
- ③ 減額訂正を行う場合、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で翌年度の年度更新時に納付して頂きます。
- ④ ただし、メリット事業場（委託個別）については確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。
- ⑤ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。  
同一の基幹番号で同じ期に、増額訂正と減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。
- ⑥ 委託解除により減額訂正を行い一般拠出金がある場合は、別途委託事業場から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付して下さい。

(3) 提出書類

増減訂正に必要な書類は次のとおりです。

- 申告書
- 申告書内訳
- 上記以外に、内容に応じて確認書類を求めることがあります。

(4) 増額訂正の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書** **継続事業** **口座**

石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

口座振替利用の場合

あて先 〒330-6016 さいたま市新都心11番地2

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

訂正申告の種類を記入する  
減額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

増減訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額（当該増額を含めない）を記入する

この例は、2期で提出した場合

増減訂正、概算修正の額を合算した額

当該増減訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

当該増減訂正による、各期の基幹番号全体の差額を記入する

当該増減訂正後の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

⑦ 確定保険料算定内訳		算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (労災+雇用)	11千円	1000分の(イ)	12円
労働保険分	13千円	1000分の(ロ)	14円
雇用保険分	18千円	1000分の(ホ)	19円
一般拠出金 (注1)		1000分の(ヘ)	36円

⑪ 概算・増加概算保険料算定内訳		算定期間 月 日 まで	
区分	⑫ 保険料算定基礎額の見積り	⑬ 増加概算保険料額 (⑫×⑬)	
労働保険料 (労災+雇用)	20千円	21円	
労働保険分	22千円	23円	
雇用保険分	26千円	27円	

⑭ 申告済概算保険料額

⑮ 申告済概算保険料額 11,606,656 円

⑯ 増加概算保険料額 (⑭の(イ)-⑮) 71,427 円

期別	第1期		第2期		第3期	
	概算保険料額 (イ)	不足額 (ハ)	概算保険料額 (イ)	不足額 (ハ)	概算保険料額 (イ)	不足額 (ハ)
第1期	3,868,885 円	35,714 円	3,868,885 円	35,713 円	3,904,599 円	
第2期	3,868,885 円	35,713 円	3,904,599 円			

⑰ 労働保険関係 ⑱ 事業又は作業の種類

⑲ 住所 (イ) さいたま市新都心11-2 (ロ) 埼玉協議会労働保険事務組合

⑳ 氏名 (ハ) 理事長 埼玉 太郎

〈増額訂正・概算修正（増額）の申告の記入例〉

- ・ 増額訂正及び概算修正（増額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。

支店番号	労働保険番号	所属	所属番号	基幹番号	令和6年度確定	令和6年度概算	労働者名	労働者情報		就業種別	労働保険料		雇用保険料		健康保険料		厚生年金保険料		第1種特別加入者		
								労働者番号	就業種別		労働者種別	労働者種別	労働者種別	労働者種別	労働者種別	労働者種別	労働者種別	労働者種別			
057							(株)A社	0月0日	新規委託のため	増額訂正	3,000	2,874	5,874	4,500	2,553	7,053	6,000	6,000	18,000		
058							(株)B社	0月0日	個別から委託	概算修正（増額）	2,874	14,874	13,500	20,553							
040							(株)C社（修正前）														
040							(株)C社（修正後）														
合計											9,000	14,874	13,500	20,553	7,053	7,053	6,000	6,000	18,000		

訂正申告の種別を記入

保険料・一般拠出金申告書内訳【増額訂正・概算修正（増額）】

口座

修正後概算保険料額 - 修正前概算保険料額

④ ÷ 2 (端数は2期へ)  
= 期別の増加金額  
※ 2期で提出した場合

① + ② + ③ = 増加金額

## (5) 減額訂正

減額訂正には滞納の有無により処理の方法が異なりますので、以下、2つのパターンに分けて説明します。

### ○滞納がない場合

#### ア 2期の減額訂正（提出期限：9月20日）

【例1】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合・・・ P47

【例2】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P48

【例3】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P49

#### イ 3期の減額訂正（提出期限：12月20日）

【例4】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合・・・ P50

【例5】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P51

【例6】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P52

### ○滞納がある場合

#### ア 2期の減額訂正（提出期限：9月20日）

【例7】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合・・・ P53

【例8】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P54

【例9】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P55

#### イ 3期の減額訂正（提出期限：12月20日）

【例10】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合・・・ P56

【例11】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P57

【例12】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合・・・・・・・・・・・・ P58

○滞納がない場合

ア 2期の減額訂正(提出期限:9月20日)

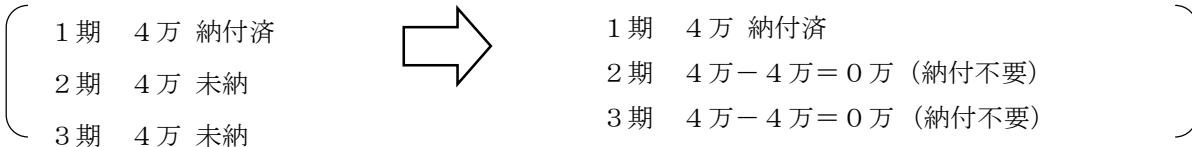
【例1】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合

【委託事業場 A】

概算 12万 確定 3万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

**減額 9万**



<訂正減額 9万の内訳>

- ① 3期: 4万減額  
→ 納付不要
- ② 2期: 4万減額  
→ 納付不要
- ③ 2期・3期の減額後、残りの減額分 1万を 2期で減額 (還付)

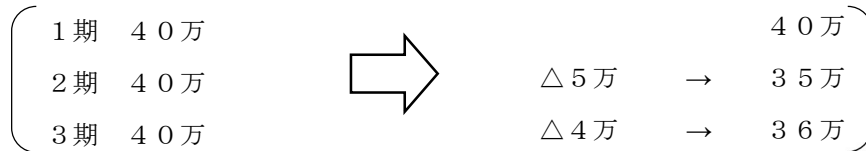
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 ② Δ4	3期徴定額 4万 ① Δ4
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 0万 ③ Δ1	3期徴定額 0万 ②+③ Δ5

【事務組合の基幹番号全体】

【減額訂正前の概算 120万】

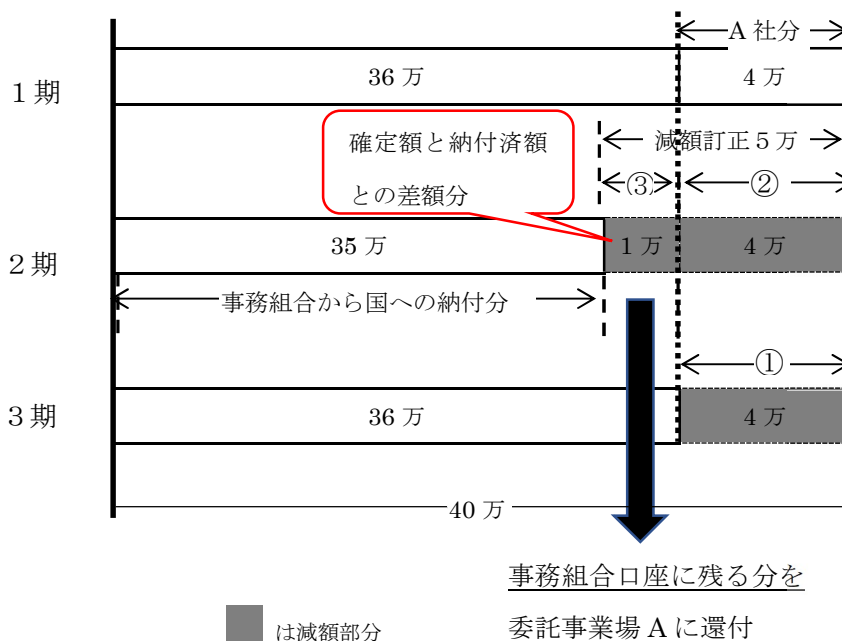
減額金額 9万

【減額訂正後の概算 111万】



【期別納付額】

訂正前	訂正後
1期徴定額 40万	1期徴定額 40万
2期徴定額 40万	2期徴定額 35万
3期徴定額 40万	3期徴定額 36万
年度合計額 120万	年度合計額 111万



※一般拠出金がある場合は、委託事業場 A への還付分から充当処理して翌年度の年度更新において納付してください。

【例2】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 1 2 万 確定 5 万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

**減額 7 万**

{	1 期 4 万 納付済	}	1 期 4 万 納付済
	2 期 4 万 未納		2 期 4 万 - 3 万 = 1 万
	3 期 4 万 未納		3 期 4 万 - 4 万 = 0 万 (納付不要)

<訂正減額 7 万の内訳>  
 ① 3 期 : 4 万減額  
     → 納付不要  
 ② 2 期 : 3 万減額  
     → 1 万納付

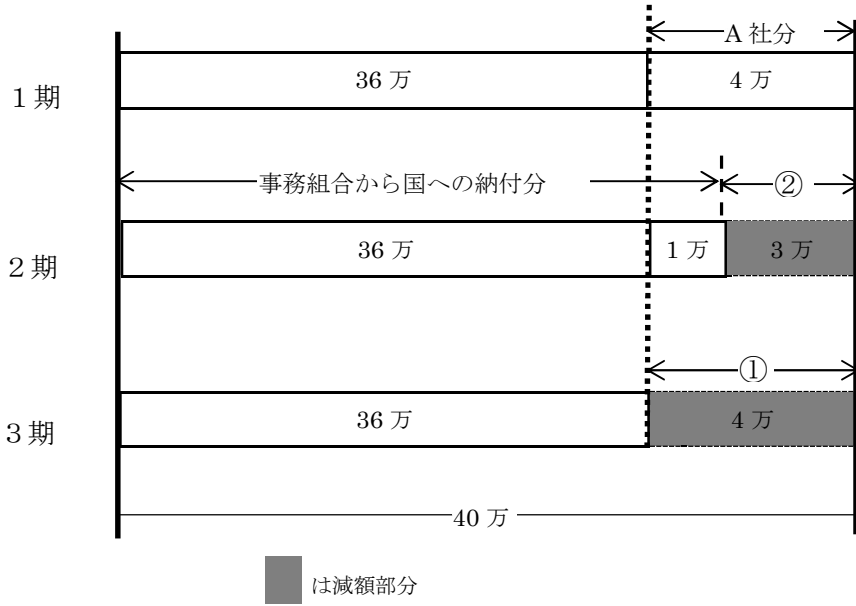
1 期徴定額 4 万 納付済	2 期徴定額 4 万 ② △ 3	3 期徴定額 4 万 ① △ 4
1 期徴定額 4 万 納付済	2 期徴定額 1 万	3 期徴定額 0 万

【事務組合の基幹番号全体】

【減額訂正前の概算 1 2 0 万】

減額金額 7 万 【減額訂正後の概算 1 1 3 万】

{	1 期 4 0 万	}	4 0 万
	2 期 4 0 万		△ 3 万 → 3 7 万
	3 期 4 0 万		△ 4 万 → 3 6 万



【期別納付額】

訂正前	訂正後
1 期徴定額 4 0 万	1 期徴定額 4 0 万
2 期徴定額 4 0 万	2 期徴定額 3 7 万
3 期徴定額 4 0 万	3 期徴定額 3 6 万
年度合計額 1 2 0 万	年度合計額 1 1 3 万

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。



【例3】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 12万 確定 15万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

**確定不足3万**

1期 4万 納付済  
2期 4万 未納  
3期 4万 未納



1期 4万 納付済  
2期 4万 + 4万 (3期分) + 3万 (不足分) = 11万  
3期 4万 - 4万 = 0万 (2期で納付)

<訂正増額3万の内訳>

- ① 3期：4万減額  
→納付不要
- ② 2期：3期減額分4万  
を増額
- ③ 2期：確定不足3万を  
増額  
→11万納付

1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 ② +4	3期徴定額 4万 ① △4
1期徴定額 4万 納付済	③ +3 ②+③ +7	3期徴定額 0万
	2期徴定額 11万	

【事務組合の基幹番号全体】

【増額訂正前の概算 120万】

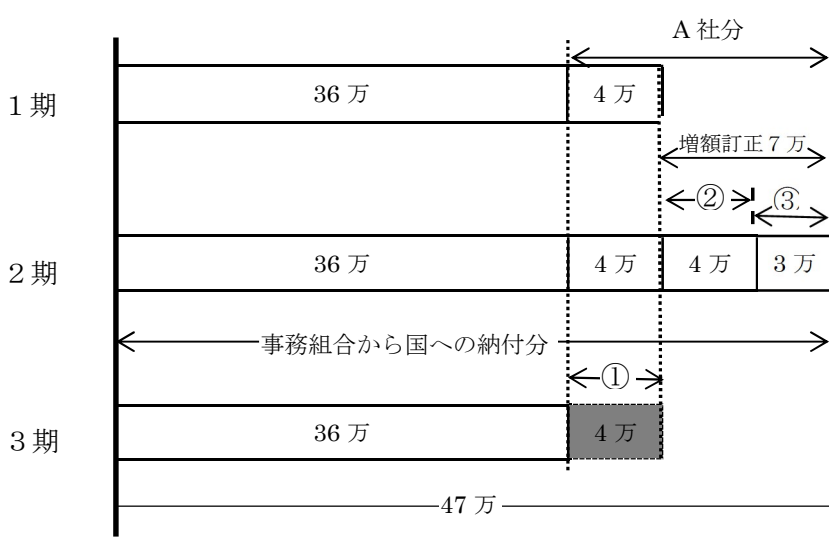
確定不足3万 【増額訂正後の概算 123万】

1期 40万  
2期 40万  
3期 40万



1期 40万  
2期 +7万 → 47万  
3期 △4万 → 36万

【期別納付額】



訂正前	訂正後
1期徴定額 40万	1期徴定額 40万
2期徴定額 40万	2期徴定額 47万
3期徴定額 40万	3期徴定額 36万
年度合計額 120万	年度合計額 123万

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

イ 3期の減額訂正(提出期限:12月20日)

【例4】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合

**【委託事業場 A】** 申告済概算保険料と確定保険料の差額 **減額7万**

概算12万 確定5万

1期 4万 納付済	➔	1期 4万 納付済
2期 4万 納付済		2期 4万 納付済
3期 4万 未納		3期 4万 - 4万 = 0万 (納付不要)

<訂正減額7万の内訳>

① 3期: 4万減額  
→ 納付不要

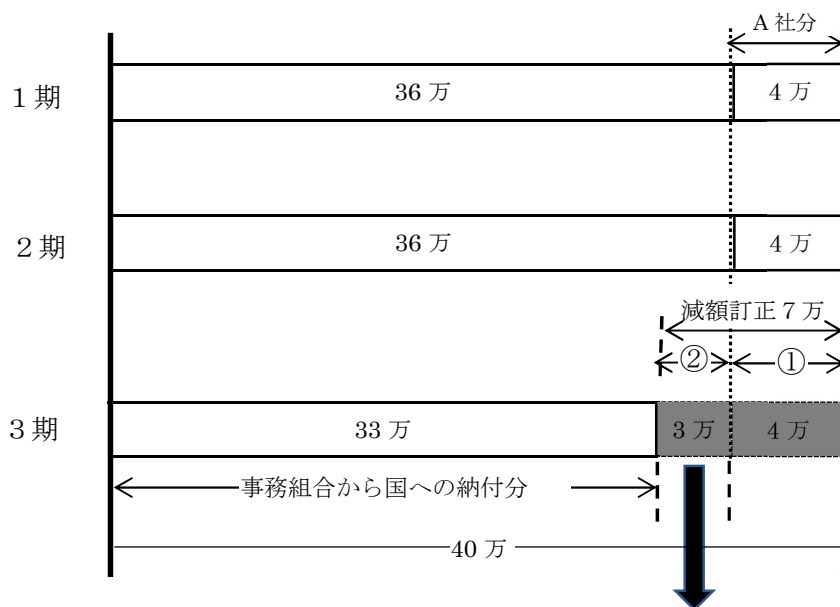
② 3期の減額後、残りの減額分3万を3期で減額(還付)

1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 納付済	3期徴定額 4万 ① -4 ② -3 ①+② -7
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 納付済	3期徴定額 0万

**【事務組合の基幹番号全体】**

【減額訂正前の概算 120万】 減額金額 7万 【減額訂正後の概算 113万】

1期 40万	➔	1期 → 40万
2期 40万		2期 → 40万
3期 40万		3期 △7万 → 33万



**【期別納付額】**

訂正前	訂正後
1期徴定額 40万	1期徴定額 40万
2期徴定額 40万	2期徴定額 40万
3期徴定額 40万	3期徴定額 33万
年度合計額 120万	年度合計額 113万

■ は減額部分 事務組合口座に残る分を委託事業場 A に還付

※一般拠出金がある場合は、委託事業場 A への還付分から充当処理して翌年度の年度更新において納付してください。

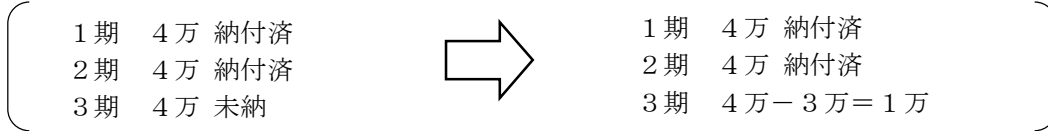
【例5】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 12万 確定 9万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

減額3万



<訂正減額3万の内訳>  
 ① 3期: 3万減額  
 → 1万納付

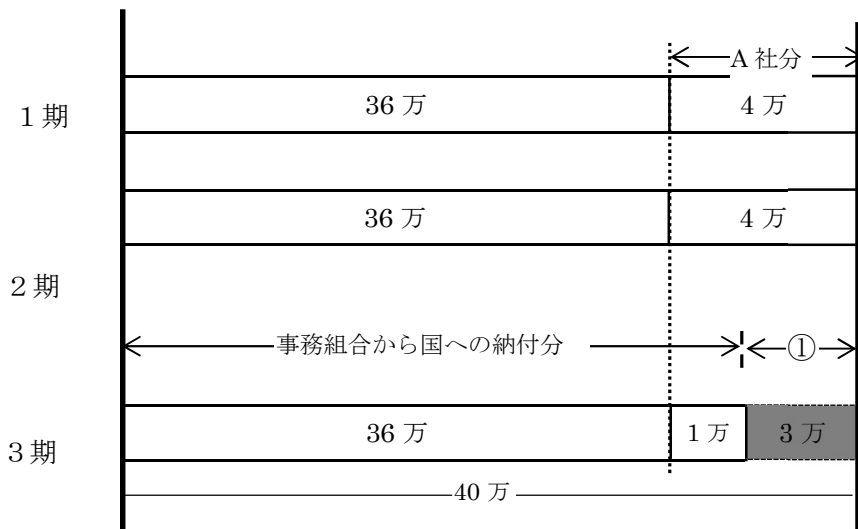
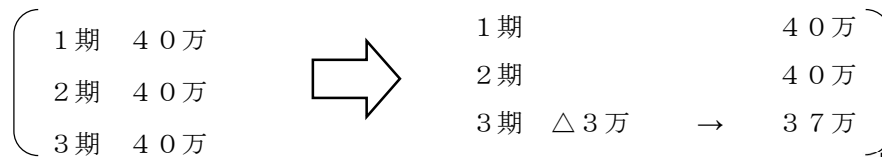
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 納付済	3期徴定額 4万
		① <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">- 3</span> ↓
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 納付済	3期徴定額 1万

【事務組合の基幹番号全体】

【訂正前の概算 120万】

減額金額 3万

【減額訂正後の概算 117万】



【期別納付額】

訂正前	訂正後
1期徴定額 40万	1期徴定額 40万
2期徴定額 40万	2期徴定額 40万
3期徴定額 40万	3期徴定額 37万
年度合計額 120万	年度合計額 117万

■ は減額部分

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

【例6】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 12万 確定 15万

1期 4万 納付済  
2期 4万 納付済  
3期 4万 未納



申告済概算保険料と確定保険料の差額

**確定不足3万**

1期 4万 納付済  
2期 4万 納付済  
3期 4万 + 3万 (確定不足分) = 7万

<訂正増額3万の内訳>

① 3期: 不足分3万を増額  
→ 7万納付

1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 納付済	3期徴定額 4万 ① +3
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 納付済	3期徴定額 7万

【事務組合の基幹番号全体】

【増額訂正前の概算 120万】

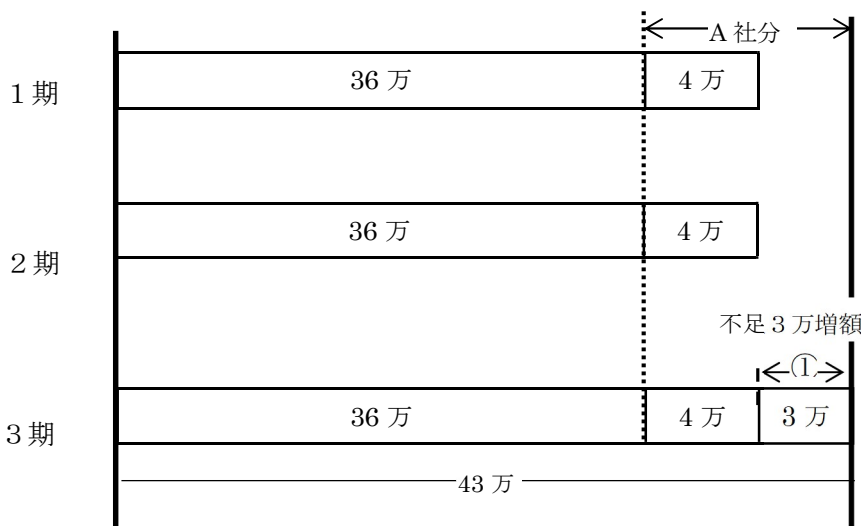
確定不足3万 【増額訂正後の概算 123万】

1期 40万  
2期 40万  
3期 40万



1期 → 40万  
2期 → 40万  
3期 +3万 → 43万

【期別納付額】



訂正前	訂正後
1期徴定額 40万	1期徴定額 40万
2期徴定額 40万	2期徴定額 40万
3期徴定額 40万	3期徴定額 43万
年度合計額 120万	年度合計額 123万

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

○滞納がある事業場が委託解除する場合

ア 2期の減額訂正(提出期限:9月20日)

【例7】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合

【委託事業場 A】

概算 12万 確定 1万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

**減額 11万**

1期 2万 納付済 / 2万 滞納	1期 2万 納付済 / 2万 (滞納) - 2万 = 0万 (納付不要)
2期 4万 未納	2期 4万 - 4万 = 0万 (納付不要)
3期 4万 未納	3期 4万 - 4万 = 0万 (納付不要)

<訂正減額 11万の内訳>

- ① 3期: 4万減額  
→ 納付不要
- ② 2期: 4万減額  
→ 納付不要
- ③ 1期: 2万減額  
→ 納付不要
- ④ 1期・2期・3期の減額後、さらに充当額 1万を2期

1期徴定額 4万 納付済 2万 滞納 2万 ③ -2	2期徴定額 4万 ② -4 ④ -1	3期徴定額 4万 ① -4
1期徴定額 2万 納付済 2万 滞納 2万	2期徴定額 0万	3期徴定額 0万

確定精算の結果、滞納分 2万は納付する必要がなくなり、徴定額から減額する。

【事務組合の基幹番号全体】

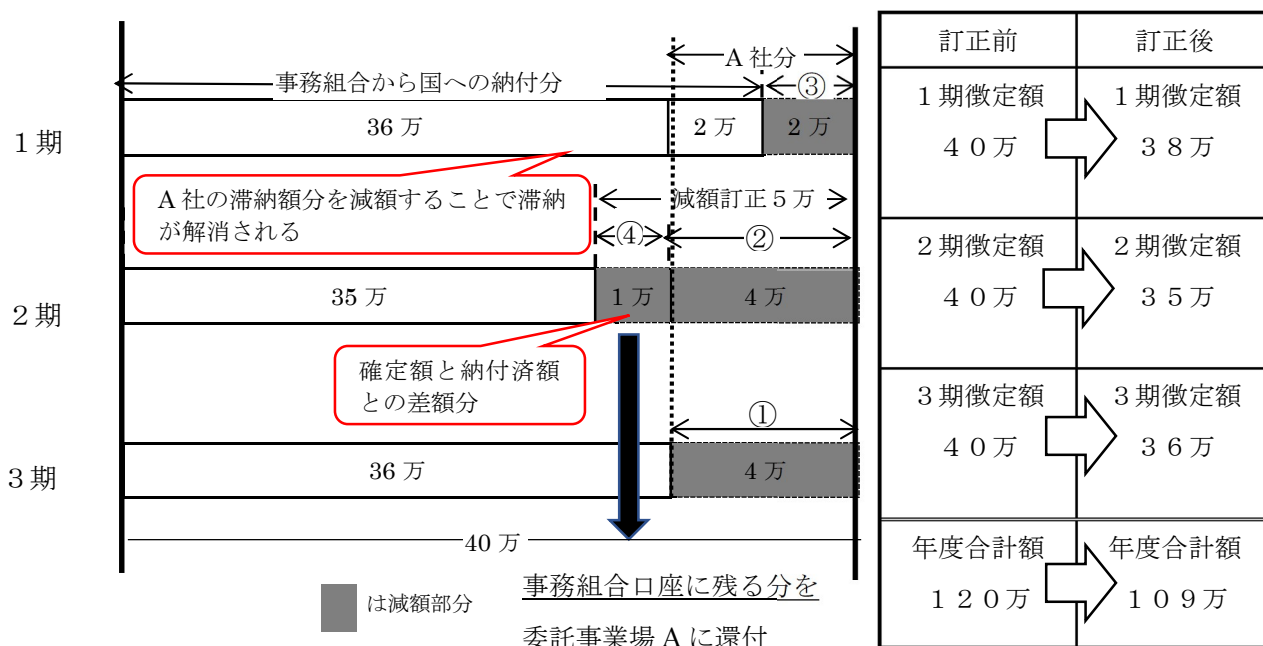
【減額訂正前の概算 120万】

減額金額 11万

【減額訂正後の概算 109万】

1期 40万	1期 Δ2万 → 38万
2期 40万	2期 Δ5万 → 35万
3期 40万	3期 Δ4万 → 36万

【期別納付額】



※一般拠出金がある場合は、委託事業場 A への還付分から充当処理して翌年度の年度更新において納付してください。

【例8】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 1 2 万 確定 3 万  
 1 期 4 万 滞納  
 2 期 4 万 未納  
 3 期 4 万 未納

申告済概算保険料と確定保険料の差額  
**減額 9 万**

1 期 4 万 (滞納) - 1 万 = 3 万 (滞納)  
 2 期 4 万 - 4 万 = 0 万 (納付不要)  
 3 期 4 万 - 4 万 = 0 万 (納付不要)

<訂正減額 9 万の内訳>

- ① 3 期：4 万減額  
→ 納付不要
- ② 2 期：4 万減額  
→ 納付不要
- ③ 1 期：1 万減額  
→ 滞納 3 万

1 期 1 期徴定額 4 万 滞納 4 万 ③ -1	2 期 2 期徴定額 4 万 ② -4	3 期 3 期徴定額 4 万 ① -4
1 期 1 期徴定額 3 万 滞納 3 万	2 期 2 期徴定額 0 万	3 期 3 期徴定額 0 万

確定精算の結果、滞納額（1 期 4 万）のうち、1 万は納付する必要がなくなり、徴定額から減額する。

【事務組合の基幹番号全体】

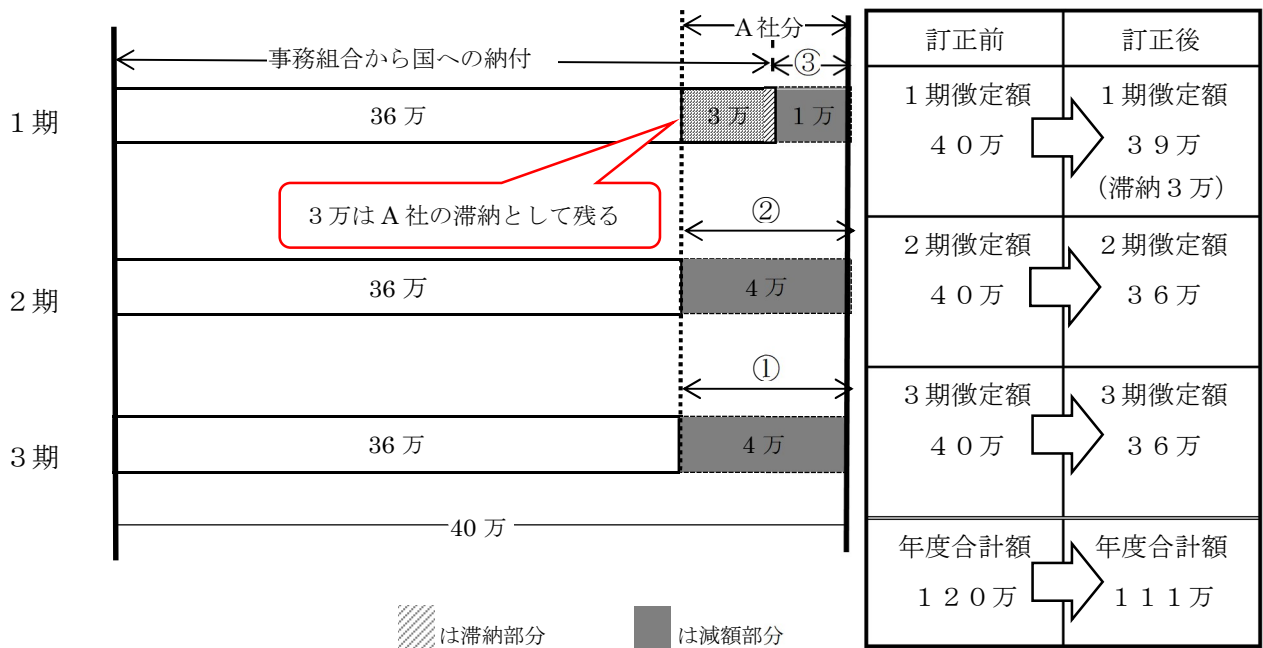
【減額訂正前の概算 1 2 0 万】

減額金額 9 万 【減額訂正後の概算 1 1 1 万】

1 期 4 0 万  
 2 期 4 0 万  
 3 期 4 0 万

1 期 △1 万 → 3 9 万  
 2 期 △4 万 → 3 6 万  
 3 期 △4 万 → 3 6 万

【期別納付額】



※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

【例9】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 12万 確定 15万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

**確定不足3万**

1期 4万 滞納	➔	1期 4万 滞納
2期 4万 未納		2期 4万+4万(3期分)+3万(不足分)=11万
3期 4万 未納		3期 4万-4万=0万(納付不要)

<訂正増額3万の内訳>

① 3期: 4万減額

→納付不要

② 2期: 3期減額分4万を増額

③ 2期: 確定不足3万をさらに増額

→11万納付

※1期4万の滞納は残る

1期徴定額 4万 滞納 4万	2期徴定額 4万 ② +4 ③ +3 ②+③ +7	3期徴定額 4万 ① -4
1期徴定額 4万 滞納 4万	2期徴定額 11万	3期徴定額 0万

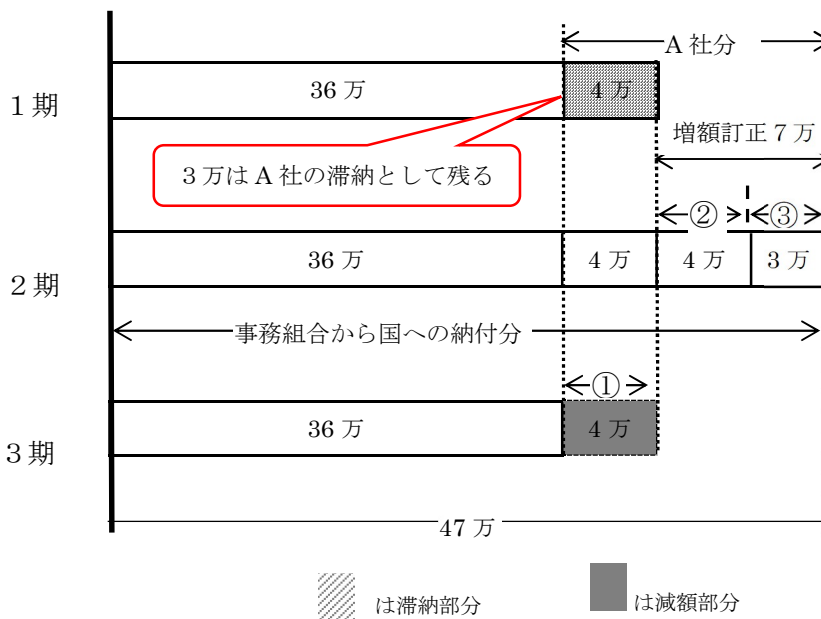
【事務組合の基幹番号全体】

【増額訂正前の概算 120万】

確定不足3万 【増額訂正後の概算 123万】

1期 40万	➔	1期 → 40万
2期 40万		2期 +7万 → 47万
3期 40万		3期 △4万 → 36万

【期別納付額】



訂正前	訂正後
1期徴定額 40万	1期徴定額 40万 (滞納4万)
2期徴定額 40万	2期徴定額 47万
3期徴定額 40万	3期徴定額 36万
年度合計額 120万	年度合計額 123万

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

イ 3期の減額訂正(提出期限:12月20日)

【例10】確定保険料が納付済概算保険料を下回り、還付が発生する場合

【委託事業場 A】

概算12万 確定3万

申告済概算保険料と確定保険料の差額  
減額9万

1期 4万 納付済	⇒	1期 4万 納付済
2期 4万 滞納		2期 4万(滞納) - 4万 = 0万 (納付不要)
3期 4万 未納		3期 4万 - 4万 = 0万 (納付不要)

<訂正減額9万の内訳>

① 3期: 4万減額

→納付不要

② 2期滞納分4万減額

→納付不要

③ 2期・3期の減額後、残りの減額1万を3期で減額(還付)

1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 4万 滞納 4万 ② -4	3期徴定額 4万 ① -4 ③ -1 ①+③ -5
1期徴定額 4万 納付済	2期徴定額 0万 滞納 4万	3期徴定額 0万

確定精算の結果、滞納分4万は納付する必要がなくなり、徴定額から減額する。

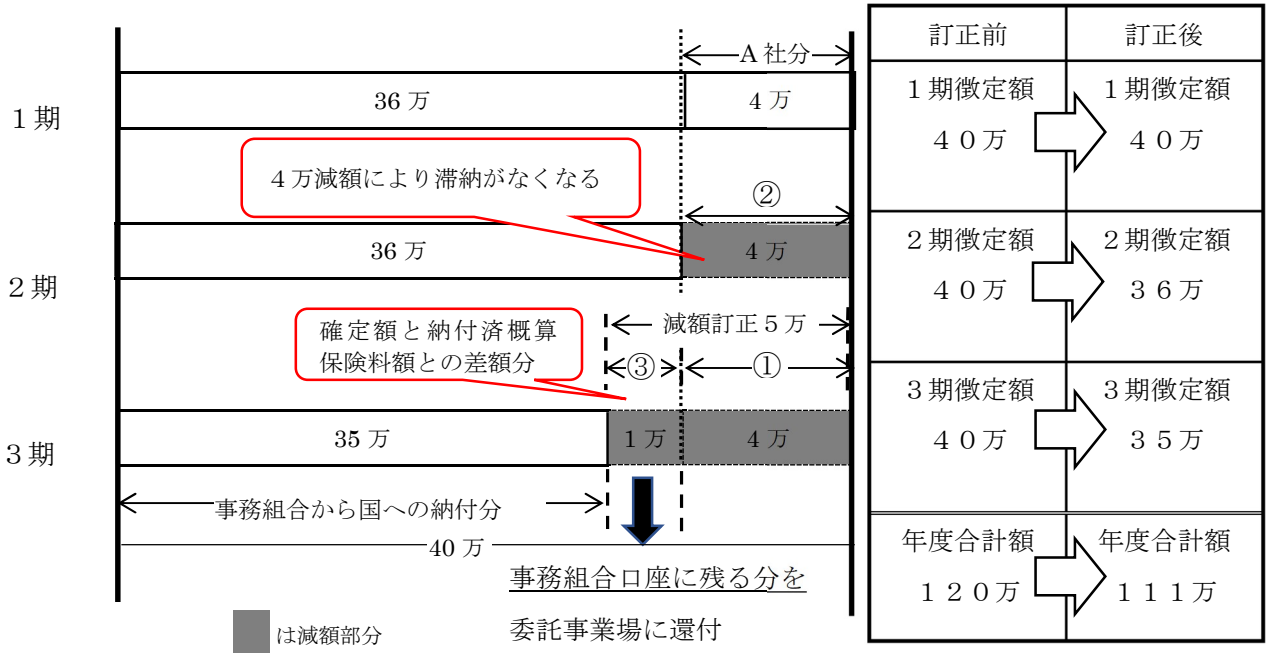
【事務組合の基幹番号全体】

【減額訂正前の概算 120万】

減額金額 9万 【減額訂正後の概算 111万】

1期 40万	⇒	1期 40万
2期 40万	⇒	2期 △4万 → 36万
3期 40万	⇒	3期 △5万 → 35万

【期別納付額】



※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。



【例 11】確定保険料が納付済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 12 万 確定 9 万

1 期 4 万 納付済  
2 期 4 万 滞納  
3 期 4 万 未納



申告済概算保険料と確定保険料の差額

減額 3 万

1 期 4 万 納付済  
2 期 4 万 滞納  
3 期 4 万 - 3 万 = 1 万

<訂正減額 3 万の内訳>

① 3 期: 3 万減額

→ 1 万納付

※ 2 期の滞納は残る

1 期徴定額 4 万 納付済	2 期徴定額 4 万 滞納 4 万	3 期徴定額 4 万 ① - 3
1 期徴定額 4 万 納付済	2 期徴定額 4 万 滞納 4 万	3 期徴定額 1 万

【事務組合の基幹番号全体】

【減額訂正前の概算 120 万】

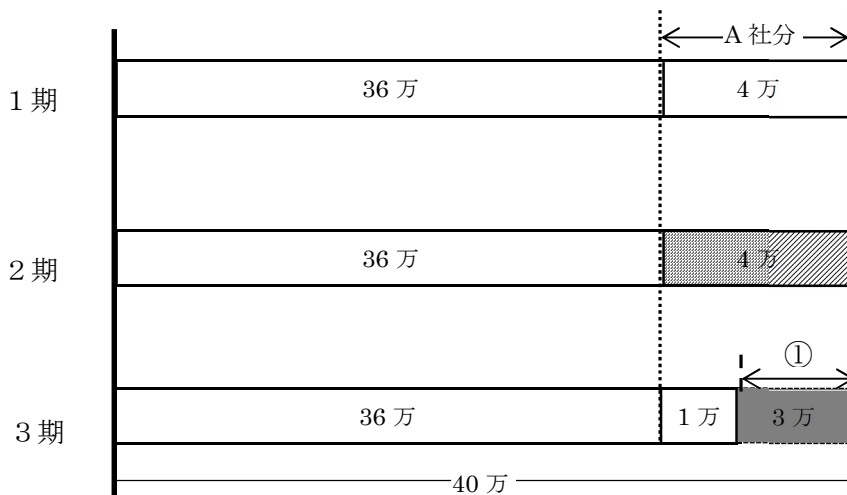
減額金額 3 万

【減額訂正後の概算 117 万】

1 期 40 万  
2 期 40 万  
3 期 40 万



1 期 → 40 万  
2 期 → 40 万  
3 期 △ 3 万 → 37 万



は滞納部分

は減額部分

【期別納付額】

訂正前	訂正後
1 期徴定額 40 万	1 期徴定額 40 万
2 期徴定額 40 万	2 期徴定額 40 万 (滞納 4 万)
3 期徴定額 40 万	3 期徴定額 37 万
年度合計額 120 万	年度合計額 117 万

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

【例 12】確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合

【委託事業場 A】

概算 12 万 確定 15 万

申告済概算保険料と確定保険料の差額

**確定不足 3 万**



<訂正増額 3 万の内訳>

①不足分 3 万を増額

→ 7 万納付

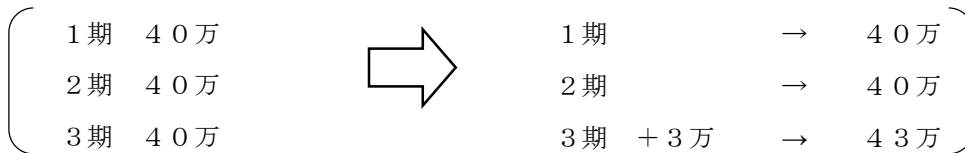
※ 2 期の滞納は残る

1 期徴定額 4 万 納付済	2 期徴定額 4 万 滞納 4 万	3 期徴定額 4 万 ① + 3 ↓
1 期徴定額 4 万 納付済	2 期徴定額 4 万 滞納 4 万	3 期徴定額 7 万

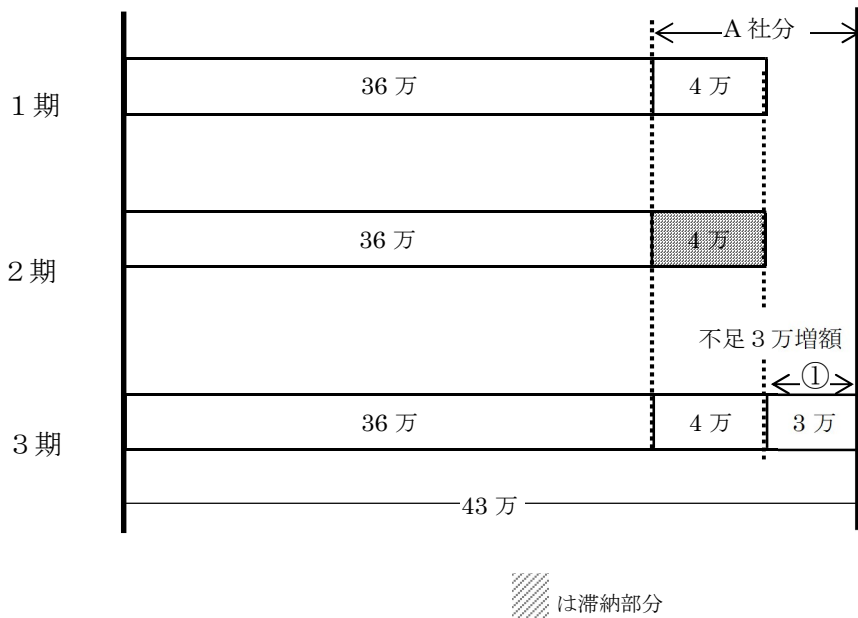
【事務組合の基幹番号全体】

【増額訂正前の概算 120 万】

確定不足 3 万 【増額訂正後の概算 123 万】



【期別納付額】



訂正前	訂正後
1 期徴定額 40 万	1 期徴定額 40 万
2 期徴定額 40 万	2 期徴定額 40 万 (滞納 4 万)
3 期徴定額 40 万	3 期徴定額 43 万
年度合計額 120 万	年度合計額 123 万

※一般拠出金がある場合は、別途委託事業場 A から交付を受けたうえで、翌年度の年度更新において納付してください。

○ 減額訂正の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
（一括有期事業を含む。）

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3期記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入してください。  
OCR読への記入は上記の標準字体でお願います。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 項1 ※入力徴定コード 項1

減額訂正・概算(減額)修正

※種区分  
管轄(2) 保険区 業種 産業分類

訂正申告の種類を記入する  
増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

口座振替利用の場合  
あて先 〒330-6016  
さいたま市中央区新都心11番地2

①労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0

②増加年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日 項3 ③事業廃止等年月日(元号) 元号 年 月 日 項5

④常時使用労働者数 項6 ⑤雇用保険被保険者数 項7

※片保険理由コード 項9 項10

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定 保険料 算定内訳	区分	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	(イ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項11	(イ) 1000分の (イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項12
労災保険分	(ロ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項13	(ロ) 1000分の (ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項14
雇用保険分	(ホ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項18	(ホ) 1000分の (ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項19
一般拠出金 (注1)	(ヘ)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項	(ヘ) 1000分の (ヘ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項36

⑧ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項11

⑨ 1000分の (イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項12

⑩ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項13

⑪ 1000分の (ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項14

⑫ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項18

⑬ 1000分の (ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項19

⑭ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項

⑮ 1000分の (ヘ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項36

⑯ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項20

⑰ 1000分の (イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項21

⑱ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項22

⑲ 1000分の (ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項23

⑳ 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項26

㉑ 1000 (ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項27

拠出金額については次年度の  
年度更新時に納付するため、  
記載する必要なし

増減訂正・概算修正の額を加味した概算  
保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済  
概算保険料額(当該減額を含めない)  
を記入する

⑪ 算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見直し 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項

⑬ 加算概算保険料額 (⑫×⑬) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項21

⑭ 労働保険料(労災+雇用) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項20

⑮ 労災保険分 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項22

⑯ 雇用保険分 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項26

⑰ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 項28

⑱ 事業主の電話番号(変更のある場合記入) 項29

⑲の申請 納付回数 項30

※修正項目 項1

⑳⑲⑳の金額の前に「〒」記号を付さないで下さい。

⑱ 申告済概算保険料額	⑲ 申告済概算保険料額	11,890,272 円
⑳ 差額	㉑ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲)	△2,584,479 円
還付額	増減訂正・概算修正の額を合算した額	項39

この例は、2期で提出した場合

増減訂正・概算修正の額を合算した額

期別納付額	第1期又は第2期		第3期		⑳ 保険関係 成立年月日
	(イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+⑲) 以降の円未満増減額	(ロ) 充当額 (⑱の(イ)-⑲)	(ハ) 不足額 (⑱の(ロ)-⑲)	(ニ) 今期労働保険料 (⑱の(イ)+⑲)又は(ロ)+⑲)	
第1期	3,963,424 円	△64,350 円		3,899,074 円	H20.5.1
第2期	3,963,424 円	△1,227,629 円	2,735,795 円		
第3期	3,963,424 円	△1,292,500 円	2,670,924 円		

⑳ 事業又は作業の種類 次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

⑲ 郵便番号 330-6016 (048) 600-6203

当該増減訂正前の、  
基幹番号全体の期別納付額  
を記入する

当該増減訂正による、  
各期の基幹番号全体の差額を記入する

当該増減訂正後の、  
基幹番号全体の期別納付額  
を記入する

⑳ 加入して労働保険に加入している労働者の数 項

㉑ (イ) 住所 さいたま市中央区新都心11-2  
(ロ) 名称 埼玉協議会労働保険事務組合  
(ハ) 氏名 理事長 埼玉 太郎

〔減額訂正・概算修正（減額）の申告の記入例〕

- ・減額訂正及び概算修正（減額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・一般拠出金がある場合は、翌年度の年度更新において納付してください。
- ・ただし、メリット対象事業場は確定精算の廃止申告となりますので、一般拠出金の納付も必要になります。
- ・特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。

組織様式第10号		令和 年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳		事務組合名 労働保険 事務組合 埼玉労働協会		
労働保険番号 1113XXXX9XXXXXX		令和 6 年度 概算		【減額訂正・概算修正（減額）】		
枝番号	事業場の名称 事業主の名称	確定保険料		概算保険料		第1種特別加入者
		雇用保険	労災保険	雇用保険	労災保険	
201	(株)D社 〇月〇日 事業廃止	40,000	120,000	825,000	1期 滞納なし	減額金額は3期分の保険料から減額し、さらに3期分の保険料を上回る減額金額は2期から減額する。
206	(株)E社 〇月〇日 事業廃止	25,000	75,000	1,650,000	1期 滞納なし	
210	(株)F社 〇月〇日 個別移行	18,750	56,250	1,237,500	1期 △64,350	
減額訂正						2期 △118,404
概算修正（減額）						2期 △275,000
215 (株)G社（修正前）		労働者が大幅に減少したため				3期 △636,225
215 (株)G社（修正後）		概算修正（減額）				3期 △550,000
						1期 △412,500
						2期 △412,500
						3期 △412,500
						合計 △2,584,479
						2期 △1,227,629
						3期 △1,292,500
						事業場の期別ごとの減額の合計 ＝期別納付額の減額分

組織様式第10号		令和 年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳		事務組合名 〇〇〇〇労働保険事務組合	
労働保険番号 1113XXXX9XXXXXX		【メリット適用分】			
枝番号	事業場の名称 事業主の名称	賃金総額 (千円)	率 (000分)	一般拠出金額 (円)	
201	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	40,000	0.02	800	
202	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	25,000	0.02	500	
203	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	18,750	0.02	375	
(合計)				1,675	

## 4. 滞納がある事務組合

### (1) 保険料の納付について

法定納期日までに委託事業主から保険料の全部または一部の交付を受けられなかった場合は、次により納付してください。

#### ア 保険料を納付書により納付している事務組合

納付書に、滞納額を差し引いた金額を記入して納付してください。

#### イ 口座振替により保険料を納付している事務組合

滞納事業場が生じた末尾については、その末尾全額について振替金融機関に引き落とし停止の連絡を行い、滞納事業場の期別の滞納額を除いた金額を記載した納付書により納付してください。滞納事業場がメリット事業場である場合は、そのメリット事業場の引き落としについて、停止を依頼してください。

### (2) 滞納事業場報告の提出

委託事業場から法定納期日までに労働保険料等の交付を受けられなかった場合には、法定納期日をもって滞納事業場を把握し、「労働保険料等滞納事業場報告書」（様式第9号、以下「滞納事業場報告」という。）を作成の上、法定納期日の翌日から15日以内（期間厳守）に提出してください。

#### ◇報告期限

期別	納付期限	報告期限
1期（口座振替以外）	7月10日	7月25日
1期（口座振替）	9月6日	9月21日
2期	11月14日	11月29日
3期	2月14日	3月1日

※上記の納付期限が土日および祝日にあたる場合は、翌開庁日が納付期限となることにより、滞納事業場報告の報告期限も変更が生じます。

○ 滞納事業場報告書の記入例

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

各期の納付期限  
の日付を記入。

1期：7月10日

2期：11月14日

3期：2月14日

※納付期限が土曜  
日の場合はその  
翌々日、日曜の場合  
はその翌日が納付  
期限となる。

種別  
31850

提出年月日  
9-03-07-16

埼玉 労働局長 殿

※労働保険番号  
113XX9XXXX

報告年月日  
9-03-07-12

電話	(048)-(XXX)XXXX 番
所在地	〒000-0000 さいたま市中央区0000
名称	労働保険事務組合 000
代表者氏名	会長 0000

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっておりますので報告します。( | 枚のうち | 枚目)

枝番号	納付すべき保険料等	納付状況
月/日	保険料等	滞納額
枝番号1 014 徴定年度1 9-03 徴定区分1 62 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等1 131821 納入額1 20000 滞納額1 11821	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / /
枝番号2 014 徴定年度2 9-03 徴定区分2 21 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等2 98765 納入額2 10000 滞納額2 98765	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / /
枝番号3 014 徴定年度3 9-03 徴定区分3 72 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等3 200 納入額3 10000 滞納額3 200	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / /
枝番号4 000	納付すべき保険料等4 000	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / /
合計	納付すべき保険料等合計 130786 納入額合計 20000 滞納額合計 110786	凡例 1-徴定区分 21. 全期または1期 22. 2期 23. 3期 61. 事業廃止(保険料) 62. 前年度(保険料) 63. 前々年度(保険料) 71. 事業廃止(拠出金) 72. 前年度(拠出金) 73. 前々年度(拠出金)

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。  
 <例：徴定年度-徴定区分>  
 6年度概算1期：06-21  
 5年度確定不足：06-62  
 6年度拠出金：06-72

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

### (3) 督促状の送付

滞納事業場に対する督促状は、事務組合あてに一括して送付しますので、該当事業場に通知してください。

また、督促状が送付され、督促状の指定納期までに労働保険料等が完納されない場合は、法定納期を過ぎてもお未納であった保険料等の額につき、法定納期日の翌日から完納日の前日までの延滞金が課されますので、事業場から滞納保険料等の交付を受けた場合は、直ちに納付してください。

### (4) 納付の督促を行う

滞納後も納入しない事業主には定期的に連絡し、納付を督促していただくとともに、督促を行った記録 (P64 参照) を必ず残すようにしてください。

事務組合からの督促のみでは徴収が困難な事業主に対しては、事務組合が希望する場合「納入催告書」を交付いたしますので、交付を希望する場合は P65 の埼組様式第 1 号を作成し、事務組合が行った納入督促の記録等と併せてご提出ください。

### (5) 労働保険料等納入事業場報告書の提出

滞納事業場報告書に記載されている委託事業場に係る労働保険料等を納入したときは、これを 1 か月ごとにとりまとめ翌月の 10 日までに「労働保険料等納入事業場報告書」(組様式第 10 号、以下「納入事業場報告書」という。)により報告してください。

記入の際は、納入する期別ごとに一段ずつ記入し、1 つの段に複数の期別の納入分をまとめて記入しないようにお願いします。

なお、延滞金及び内部相殺金を納入した場合も、納入事業場報告書をご提出いただきますようお願いいたします。その際、備考欄に必ずその旨を記入してください (P67 参照)。

○ 滞納事業場納入督促事跡の記入例

滞納事業場納入督促事跡

(記入例)

事務組合 名称	○×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳							
年度	前年度 確定不足	全期・ <del>1期</del>	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)
平・ <del>令</del> 5 年度	¥50,000	¥100,000				¥500	
平・令 年度							
平・令 年度							
平・令 年度							

日付	事組 担当者	事業場 応対者	対応方法	内容
R5.7.18	労働 太郎		<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	納付期限R5.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。不在のため、留守番電話へ納付するように督促のメッセージを残す。
R5.7.21	労働 太郎	徴収 花子	<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。取引先から直近の入金がR5.7.31予定なのでそこまで待つほしいとのこと。
R5.7.24	労働 太郎		<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
R5.8.14	労働 太郎		<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	R5.7.21の電話連絡以降、連絡および入金なし。電話するも不在。留守番電話に督促のメッセージを残す。また納付するよう督促の文書を送付。



埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっていますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	
枝番号	事業所名称 及び 所在地		未納保険料等内訳		備考 未納理由
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公  
印

## 労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、財産差押えの処分を行うこととなる場合もありますのでご注意ください。

### 記

**納入催告書には委託手数料等の記載  
はできませんのでご注意ください。**

- 注意 1 ・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納期期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。

○ 納入事業場報告書の記入例

組様式第10号

労働保険料等納入事業場報告書

滞納報告書で記入した「枝番号」、  
「徴定年度」、「徴定区分」を記入。

提出年月日  
9-03-08-10

埼玉 労働局長 殿

※労働保険番号  
都道府県 所管 管轄 基幹番号  
113 9 9 9 9 9 9 9 9

報告年月  
9-03-08

電話	(048)-(XXX)XXXX 番
所在地	〒000-0000
名称	さいたま市中央区〇〇〇〇
代表者氏名	労働保険事務組合 〇〇〇 会長 〇〇 〇〇

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。( | 枚のうち | 枚目)

枝番号1 014	年月日1 9-03-08-06	保険料等1 百十萬千百十 11821	滞納額1 百十萬千百十 0000	備考1 埼玉りそな大宮 (株) △△工業
徴定年度1 9-03				
徴定区分1 62				
枝番号2 014	年月日2 9-03-08-06	保険料等2 百十萬千百十 98765	滞納額2 百十萬千百十 0000	備考2 埼玉りそな大宮 (株) △△工業
徴定年度2 9-03				
徴定区分2 21				
枝番号3 014	年月日3 9-03-08-06	保険料等3 百十萬千百十 2000	滞納額3 百十萬千百十 0000	備考3 埼玉りそな大宮 (株) △△工業
徴定年度3 9-03				
徴定区分3 72				
枝番号4 〇〇〇	年月日4 年-月-日	保険料等4 百十萬千百十 〇〇〇〇	滞納額4 百十萬千百十 〇〇〇〇	備考4
徴定年度4 年-〇〇				
徴定区分4 〇〇				
枝番号5 〇〇〇	年月日5 年-月-日	保険料等5 百十萬千百十 〇〇〇〇	滞納額5 百十萬千百十 〇〇〇〇	備考5
徴定年度5 年-〇〇				
徴定区分5 〇〇				
合計		保険料等合計 百十萬千百十 110786	滞納額合計 百十萬千百十 0000	

銀行に納付した日を記入。

「内部相殺金」と「延滞金」の  
場合は、備考欄にその旨を  
必ず記載すること。

合計を記入。

- (注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。  
2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

(23. 3)

◆ 「労働保険料等滞納事業場報告書」および「労働保険料等納入事業場報告書」につきましては、埼玉労働局ホームページをご覧ください

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama->

[roudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/youshikishu/roudouhoken\\_youshiki.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudouhoken_youshiki.html)

(6) 滞納事業場の委託解除

滞納事業場が委託解除になった場合、委託解除届に必ず「滞納有り」の表示をし、督励事蹟の確認できる書類と併せて労働局へご提出ください。解除後も委託期間中の滞納は、事業場に対して納付督励を行い、労働保険料の滞納の解消を図っていただくこととなります。委託解除時に滞納額を書面等により通知し、再確認するのも効果的です。

様式第15号(第64条関係)(1)

労働保険等 労働保険事務等処理委託解除届

提出用

種別 31605 ※修正項目番号 □□

下記事業について委託解除があったので届けます。 令和5年10月1日

労働局 埼玉 労働局長 殿

① 事務組合 (イ)所在地 〒330-XXXX さいたま市浦和区常盤 X-XX-X  
(ロ)名称 労働徴収協同組合 TEL(048)-(XXX)-XXXX  
(ハ)代表者氏名 徴収太郎

② 事業	(イ)所在地	さいたま市中央区新都心 XX-X	郵便番号	〒330-XXXX
	(ロ)名称	株式会社 労働ファッション	電話番号	048-XXX-XXXX 番
③ 事業主	(イ)住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	同上	郵便番号	〒-
	(ロ)名称	同上	電話番号	- 番
	(ハ)氏名 (法人のときは代表者氏名)	代表取締役 労働 花子		

・滞納の有・無  
05-21 ¥10,000

社会保険労働	作成年月日・事務代理者の表示	氏名	電話番号

滞納の有無を記入してください。  
滞納がある場合は、年度・期別・金額を記入してください。

- [注意]
- で表示された枠(以下「記入枠」という)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うのでこの用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
  - 記入枠の部分は、必ず黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
  - ※印のついた記入枠には記載しないこと。
  - ①事務組合の(ハ)代表者氏名、③事業主の(ハ)氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
  - ⑥欄には、右の1. 2. 3. 4のうち、該当するものの数字を記入すること。

## 5. 内部相殺金

### (1) 内部相殺金とは

委託事業場の概算保険料より確定保険料が下回る場合、その差額は基幹の充当分として翌年度の保険料に充てられます。委託解除の場合や、翌年度へ充当しても余りが出る場合など当該事業場へ還付となる場合は事務組合の口座から当該事業場へ還付しますが、当該事業場に滞納がある場合は事業場へ還付せず、滞納額に充てるために国へ納付する必要があります。この処理によって国に納付する金額を「内部相殺金」といいます。

### (2) 納付にあたって

内部相殺金を納付する場合は、領収済通知書「住所氏名欄」余白に「内部相殺金として」と記入いただき、該当する事業場の枝番号を明示のうえ、基幹番号別に納付してください。

また、充当の順番については、翌年度概算（委託解除の場合は無し）→滞納保険料（3期→2期→1期→前年度確定不足…）と充てていきます。

納付後には、必ず「労働保険料等納入事業場報告書」（P67を参照）を提出いただきます。その際、備考欄に内部相殺金である旨を必ず記載してください。

◇内部相殺金モデル

【A社】

R4 概算 120 確定 70

1期	40
2期	40
3期	40 (滞納)

概算 1期 40 納付	概算 2期 40 納付	概算 3期 40 滞納
-------------	-------------	-------------

確定 70	充当分 50
-------	--------

3期納付したもものとして翌年に充当する  
 =R5年度に納付すべき額が50だけ下がる

還付分 10	内部相殺金 40
--------	----------

概算 3期として国に納付する

【事務組合の基幹番号全体】

申告書内訳	4年度概算	4年度確定	過不足	5年度概算	5年度納付すべき額		
					1期	2期	3期
A社	120 40 40 滞40	70	-50		R5.3.31 委託解除		
B社	90 30 30 30	75	-15	75	概算 75 - 充当 15 = 60 25-15=10 25 25		
C社	150 50 50 50	210	+60	210	概算 210 + 不足 60 = 270 70+60=130 70 70		
					委託事業場から徴収する期別合計額		
					140	95	95

申告書	計	360			355	-5	285	事務組合から国への期別納付額		
		120	120	120				95-5=90	95	95
					95-5=90			95	95	

【事務組合の口座に残る過納 50 について】

A社には滞納があるため全額還付することができない。よって、納付済額から確定額の差額分だけ還付する。

・A社への還付  
 (納付済額 80) - (確定 70) = (還付 10)

還付後なお余る 40 は、滞納 3 期分に充てるため内部相殺金として国に納付する。

(過納 50) - (還付 10) = (内部相殺金 40)

内部相殺金を納付した場合は、納入事業場報告書 (P69 を参照) にその旨を記入し提出してください。

140 (B社・C社) - 90 (国への納付額) = 50 が事務組合の口座に残る

## 6. 確定修正

### (1) 過年度の保険料・一般拠出金に誤りがあるとき

すでに申告・納付された確定労働保険料等（一般拠出金を含む）について、算定基礎賃金額や保険料率の誤りが判明した場合や、過年度に遡及して雇用保険の資格取得手続きを行った場合は、確定保険料等を再度計算する必要があります。これを「確定修正」といいます。

確定修正の結果、新たに納付すべき保険料が生じれば納付書により追加納付する必要があります。逆に、払いすぎている場合は還付請求書を提出する必要があります。

（ただし、確定修正を行う事業場に滞納がある場合は還付請求書によって滞納部分に充当し、残余があれば還付することとなります）

なお、修正の内容によっては、事業場へ出向くなどして修正内容の確認を行うことがあります。

### (2) 確定修正の取扱期間

徴収法第 41 条第 1 項の規定により、労働保険料等を徴収する権利または還付する権利は 2 年で時効が完成します。したがって、確定修正の処理を実施する年度から見て、前年度、前々年度の 2 年度分が修正の対象となります。

### (3) 確定修正に必要な書類

確定修正に必要な書類は次のとおりです。対象となる年度ごとに書類一式を提出します。したがって、2 年度分の修正を行う場合はそれぞれの年度について書類を提出してください。

- ① 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第 6 号）
- ② 保険料申告書内訳（組様式第 6 号、総コンの場合は組機様式第 10 号、同号（続紙））
- ③ その他変更内容によって必要と思われる書類

（例：修正前後の賃金等報告、役員報酬がわかる書類など）

確定修正を行う理由により提出に必要な書類が異なりますので、事前にご連絡ください。

#### 〈注意事項〉

還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用（取得日の変更を含む）については**算定基礎調査**を行います。このような事案が発生した場合は、事前に埼玉労働局総務部労働保険徴収課事務組合係まで連絡してください。

## 〈確定修正申告の記入例〉

- ・年度更新で既に確定申告している事業場の確定額を変更する場合には行います。
- ・労災保険の一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。

組機様式第10号

令和5年度 確定申告 年度 概算		<b>保険料・一般拠出金申告書内訳</b>										口座					
労働保険番号	府県	所管	管轄	基礎番号				事務組合名 <b>〇〇〇〇労働保険事務組合</b>									
1	1	3	X	X	9	X	X	X	X	X	X	[確定修正(保険料)]					
枝番号	事業場の名称		常時雇用	確定保険料								概算保険料		第1種特別加入者			
	事業主の名称		労働者	労災保険	雇用保険	規模区分確定保険料			労災保険	雇用保険							
004	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		2	一般賃金総額	一般保険料	賃金総額	甲	4人以下	申告済概算保険料	一般保険料	一般保険料						
	98   02		2	特別加入基礎額	特別加入保険料	高年齢労働者賃金総額	乙	5~15人	不足額	特別加入保険料							
雇用保険事業所番号			業種番号	小計	算定対象額	丙	16人以上	過納額	小計	合計							
〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇			98   02	1,018	3,054	円	18,833	円	賃金の集計誤り 賞与の算入漏れ 控除後の額で算定 etc.				特別加入者がいる場合は記入する。				
〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇			98   02	1,520	4,560	円	28,120	円									
〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇			98   02	4,560	1,520	円	23,580	円									
											正・誤の差引額を記入する。 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">正</span> - <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">誤</span>						
											理由を記入する。						
											9,287						

組機様式第10号(続紙)

令和5年度 確定申告 年度 概算		<b>保険料・一般拠出金申告書内訳</b>										口座				
[確定修正(一般拠出金)]		事務組合名 <b>〇〇〇〇労働保険事務組合</b>														
労働保険番号	府県	所管	管轄	基礎番号												
1	1	3	X	X	9	X	X	X	X	X						
枝番号	事業場の名称		賃金総額	率	一般拠出金額			賃金総額		率	一般拠出金額					
	事業主の名称		(千円)	(1000分の)	(円)			(千円)	(1000分の)	(円)						
004	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		1,018	0.02	20											
	98   02															
004	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		1,520	0.02	30											
	98   02															
賃金の集計誤り 賞与の算入漏れ 控除後の額で算定 etc.			<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">正</span> - <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">誤</span>	0.02	10											

※ 労災保険に係る一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。



○ 確定修正の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）  
**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書**  
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む) **口座** 提出用

〇〇年度確定修正

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 ※入力徴定コード 項1

種区分

①労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 修正申告の種類を記入する

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 算定期間 年 月 日 まで

確定保険料算定内訳

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・拠出金額 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

労働保険料(労災+雇用) 項11 千円 項12 円 1 1 7 5 0 3 8 4

労災保険分 項13 千円 項14 円

雇用保険分 項18 千円 項19 円

一般拠出金(注1) 項35 千円 項36 円 1 9 3 9 1

⑩ 算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

概算・増加概算保険料算定内訳

⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)

労働保険料(労災+雇用) 項20 千円 項21 円

労災保険分 項22 千円 項23 円

雇用保険分 項26 千円 項27 円

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰ 提出時点の基幹番号全体の申告済確定保険料額及び一般拠出金額(当該修正を含めない額)を記入する

⑱ 申告済概算保険料額 確定 11,741,097 円  
 ⑲ 申告済概算保険料額 拠出金 19,381 円

⑳ 差引額 (イ) 充当額 (ロ) 還付額

㉑ 第1期又は第2期又は第3期 全期又は第1期又は第2期又は第3期

㉒ 事業又は作業の種類

㉓ 郵便番号 330 - 6016 電話番号 (048) 600 - 6203

㉔ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉕ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉖ (イ)所在地 (ロ)名称

さいたま市中央区新都心11-2  
 埼玉協議会労働保険事務組合  
 理事長 埼玉 太郎